

川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準

3川健障福第575号

令和3年10月1日付 市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する共同生活援助の事業の運営に係る費用の助成を目的として、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第61号）第25条に基づき、法に規定する共同生活援助事業を行う事業所に対して、川崎市が法外で加算する運営費の支弁基準等について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「世話人体制確保加算」とは、入居者に対して良質なサービスの提供を実現するために必要な世話人体制を確保し、通院等を含む日常生活上の介護を行うことを目的に支弁する加算をいう。
- (2) 「初期加算」とは、共同生活住居を新設又は増設したことにより、利用者を新規に受け入れた場合、新設日又は増設日から1年間を限度として支弁する加算をいう。
- (3) 「夜間体制加算」とは、入居者に対して夜間帯のサービス提供を行なうために必要な夜間支援員の体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。
- (4) 「土日等日中支援加算」とは、日中通所する事業所が開所していない土日等に支援を要する入居者に対してサービスを行なうために必要な世話人体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。
- (5) 「家賃助成加算」とは、知的障害者及び身体障害者を主たる対象者とする共同生活住居の入居者に対して、事業者を支払う家賃額を軽減することを目的に支弁する加算をいう。
- (6) 「行動障害加算」とは、行動上著しい困難を有する入居者を介護する体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。
- (7) 「重複障害加算」とは、障害が重複している入居者に対して支援を行う体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。
- (8) 「重度障害加算」とは、重複障害加算の対象でありかつ障害の程度が重い入居者に対して支援を行う体制を確保することを目的に支弁する加算をいう。
- (9) 「地域移行加算Ⅰ」とは、障害者支援施設に入所していた障害者、触法により刑務所等に入所していた障害者又は精神科病院等に1年以上入院していた障害者であ

って、退所、出所又は退院をしてから6月以内（退所等した日から6月を経過した日の属する月まで）の期間について、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に、入所者1人について、算出する加算をいう。

(10)「地域移行加算Ⅱ」とは、入居者が退所をする日が属する月（翌月に退所することが確実に見込まれる場合であって、退所をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退所をする日が属する月の前月）に、地域移行支援を行い、地域生活に至った場合に、入所者1人について、算出する加算をいう。

(11)「サポートプラン作成支援費」とは、利用（予定）者がサポートプラン実施者である場合に適宜作成にあたって必要な支援を行った場合に算出する加算をいう。

（支弁基準）

第3条 支弁基準は、別表1から11のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市外に設置される事業所については、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体が定めた基準により支弁する。ただし、県外に設置される事業所については、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体と協議のうえ決定する。

（支弁方法）

第4条 原則として、かながわ自立支援給付等支払システムを通じて支弁する。

（調査）

第5条 市長は、必要と認めるときは、第2条に掲げる費用の支弁を受けたものに対し、経理等の状況について調査することができる。

（書類の整備等）

第6条 第2条に掲げる費用の支弁を受けたものは、当該事業に係る収入及び収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該年度の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

1 この支弁基準は、平成18年10月1日から施行する。

2 川崎市知的障害者グループホーム運営事業補助金等交付要綱（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正基準は、令和3年10月1日から施行する。

別表1 世話人体制確保加算（市内事業所に限る）

	対象者	1人あたり月額単価
世話人体制確保加算	区分6	31,312円
	区分5	30,400円
	区分4	29,488円
	区分3	24,624円
	区分2	20,672円
	I 区分1以下（世話人1：利用者6）	17,328円

※「区分」とは、法第21条に規定する障害支援区分を指す。

※I及びIIについては、平成18年9月29日付厚生労働省告示第522号に規定される基準による。

別表2 初期加算（市内事業所に限る）

	対象者	1人あたり月額単価	支給期間
初期加算	新設又は増設された共同生活住居の入居者	36,480円	新設又は増設された日から1年間

※対象者が入居から1年以内に退去した場合は、新設日又は増設日から1年間に限り、その対象者に代わり新たに入居した者を対象として初期加算を支弁することができる。

別表3 夜間体制加算（市内事業所に限る）

	対象者	1人あたり日額単価
夜間体制加算	区分5以上	2,000円

※「区分」とは、法第21条に規定する障害支援区分を指す。

別表4 土日等日中支援加算（市内事業所に限る）

	対象者	サービス時間	1人あたり日額単価
土日等日中支援加算	区分4以上	2時間未満	0円
		2時間以上	1,250円
		4時間未満	

	4時間以上	2,500円
--	-------	--------

※「区分」とは、法第21条に規定する障害支援区分を指す。

別表5 家賃助成加算

	対象者	1人あたり月額単価
家賃助成加算	知的障害者及び身体障害者を主たる対象者とする共同生活住居の入居者のうち、生活保護受給者を除くもの	27,000円

※1人あたり月額単価と、家賃から法第34条に規定する補足給付等の入居者が受ける家賃助成を除いた額を比較し、安価な方を加算の対象とする。

※上記において家賃とは、事業者が入居者と交わした利用契約書等に記載されている、入居者が支払わなければならない家賃を指すものとする。

別表6 行動障害加算（市内事業所に限る）

	対象者	1人あたり日額単価
行動障害加算	区分3以上で、かつ認定調査項目のうち行動関連項目（9項目）の合計点数が6点以上の行動障害のある入居者	2,200円

※「区分」とは、法第21条に規定する障害支援区分を指す。

※「行動関連項目」とは、「川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準（24川健障計第201号）」の行動障害加算に定められた認定調査項目を指す。

※外泊時は算定対象外。

別表7 重複障害加算（市内事業所に限る）

	対象者	1人あたり日額単価
重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳1級又は2級を所持している入居者	2,000円

※当該対象者の居宅介護等の利用日においては、加算額を減算（80%算定）する。

※外泊時は算定対象外。

別表 8 重度障害加算（市内事業所に限る）

	対象者	1人あたり日額単価
重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害者手帳1級（上下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に限る。）を所持し、障害支援区分5及び6の入居者	1,650円

※当該対象者の居宅介護等の利用日においては、加算額を減算（80%算定）する。

※外泊時は算定対象外。

別表 9 地域移行加算 I（市内事業所に限る）

	対象者	1人あたり月額単価
地域移行加算 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設等に入所していた障害者であって、退所をしてから6月以内の入居者 ・ 矯正施設を退所した障害者であって、6月以内の入居者 ・ 病院に1年以上入院していた障害者であって、6月以内の入居者 	51,436円

※月の途中に入退所した場合は、入退所日で日割とする。

別表 10 地域移行加算 II（市内事業所に限る）

	対象者	1回あたりの単価
地域移行加算 II	退所をした後に在宅で地域生活をするに至った入居者	308,616円

※同一利用者につき、再度の加算の算定はできないものとする。

※退所した後に、他の社会福祉施設等に入所、医療機関に入院した場合は算定できないものとする。

別表 11 サポートプラン作成支援費

	内容	1回あたりの単価
サポートプラン作成 支援費	利用（予定者）のサポートプラン作成にか かる支援を行った場合	5,500円

※月の初日に作成支援した場合は、当月に算定するものとし、初日以外に作成支援した場合は、翌月に算定するものとする。（サポートプランに伴う支給決定の適用日の属する月に合わせて算定するものとする）

※同一の利用者に対して、同月に複数回、サポートプランを作成した場合についても、1回しか算定できないものとする。